

令和2年第4回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第4号)

招 集 年 月 日	令和2年4月22日			
招 集 の 場 所	安芸太田町筒賀福祉センター			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年4月22日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年4月22日10時		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 7 名 欠 席 2 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	△	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	4番	木下 博志		
	5番	沖 貴雄		



議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 4 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 4 番委員と 5 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、事務局職員の任免について提案された議案第 25 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>議案第 25 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 25 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 25 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>よって、瀬川善博を農業委員会事務局長から免じ、栗栖浩司を農業委員会事務局長に任命いたします。栗栖浩司の入場を認めます。</p> <p>(入場)</p>
議長	<p>それでは、辞令を交付いたします。</p> <p>(辞令の交付)</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 26 号及び議案第 27 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>

議長	<p>それでは、議案第 26 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>4 月 18 日に、電話による聞き取り調査と現地確認を行いました。■■■さんは母親が亡くなられており、現在は不在となっております。写真を添付させていただいておりますが、真ん中の農地の上に見える黒い屋根の家が■■■さんの実家です。その周辺にいくらか、大小畑などの農地があるわけですが、ちょうど一番下の左に見える壁の家が■■■さんの家なので、目の前の畑を譲り受けて家庭菜園を行うということでこの度の申請を出されております。■■■さん自身は農作業に常時従事されており、また、下限面積要件も満たされているなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 27 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ております。まず、資料 1 の 1 をご覧ください。この資料は、■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしております。次に、資料 1 の 2 をご覧ください。この資料の裏面に先ほどの届出書の農地の地番を追加し、変更案として作成しております。以上、変更案について審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 26 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 26 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 26 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 27 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 27 号は申請のとおり承認の委員の方</p>

	<p>は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第27号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を5点させていただきます。</p> <p>まず1点目に、農業委員会の改選についてです。資料2をご覧ください。令和2年9月30日をもちまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了します。それに伴い、それぞれの委員の募集を行いますので報告いたします。こちらの資料は、来月の5月1日付けで安芸太田町ホームページに掲載する資料になります。まず、農業委員の募集に関する基本事項の説明をいたします。1ページ目の1番から4番ですが、募集人数は10名、任命期間は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間、身分は安芸太田町特別職の非常勤職員、報酬は会長が年額250,000円、会長職務代理者が年額228,000円、委員が年額208,000円です。基本事項は以上です。次に、手続きに関する説明をいたしますので、裏面2ページ目の8番をご覧ください。推薦及び応募に係る手続き等についてですが、規定の様式に必要事項を記入のうえ、安芸太田町農業委員会事務局まで持参又は郵送によりご提出いただきます。提出書類ですが、こちらは7ページから9ページまでの様式になります。これらの書類は、役場で受け取ることができますが、ホームページからダウンロードすることもできるようにします。添付書類ですが、身分証明書の写しを添付していただきます。運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものを原則としますが、それらが無い場合は、公的身分証明書2点を添付していただきます。それらの例は記載のとおりです。提出先は、役場産業振興課内、農業委員会事務局です。受付期間は、令和2年5月20日から令和2年6月19日までです。続いて、農地利用最適化推進委員の募集に関する基本事項の説明をいたします。4ページ目をご覧ください。1番から3番までは、農業委員と変わりはありません。4番ですが、報酬については年額165,000円です。手続きに関してですが、農業委員の推薦及び応募の手続きと変わりはありません。ただし、様式が10ページから12ページまでのものであり、届出書名が変わっております。以上が、ホームページに掲載する農業委員会の改選に関する報告になります。このほかにも告示を行ったり広報の5月号にも掲載したりすることで募集の周知を行います。再任も可能でありますので、現委員の皆様におかれましてもぜひご応募いただければと思います。また、皆様の周りにおられます農業者の方々にもぜひお知らせいただきご応募いただければと思います。</p> <p>続いて2点目の報告です。資料3をご覧ください。令和2年度中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の開催延期について、一般社団法人広島県農業会議農業委員会ウーマンネット広島よりお知らせがきております。こちらは、</p>

主に女性委員の皆様に関する報告になります。今年度、愛媛県で開催予定でありました中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会が、令和3年6月に開催延期になりましたので、お知らせします。開催場所は愛媛県のままであるということです。

続いて3点目の報告です。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団より、農地中間管理事業の活用事例集が送付されましたので、配布させていただいております。こちらの11ページに株式会社■■■■の活動事例が掲載されておりますので、ご一読いただければと思います。農地中間管理事業に関しましては、農地所有者で、貸借の意向がある方などに、その活用を勧めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて4点目の報告です。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出が1件出ております。資料4をご覧ください。1ページめくっていただき裏面の事業計画書をご覧ください。事業計画書の4番、事業計画地につきまして、土地の所在が大字下殿河内字穴袋、地番が■■■■、地目が畑、面積が729㎡の内16.5㎡借地です。添付書類等の不備はないため、異議がないか伺います。

最後に5点目ですが、ひろしま活力農業経営者育成事業について、小笠原より報告があります。

横長の資料をご覧ください。私からは令和3年度の活力候補地策定のお願いについてご報告させていただきます。安芸太田町では、第二次長期総合計画の前期が終了し、目標である毎年1名の新規就農者を受け入れております。まず、令和2年度の研修生の状況についてお知らせします。3月にも少しお話しさせていただきましたが、筒賀地区の本郷というところで安芸太田町中学校の川側になります。地権者が5名いらっしゃいますが、9筆の田をお借りしまして、合計面積が8,003㎡となります。新規就農者の方は、■■■■さん、年齢が45歳でございまして、3年前から安芸太田町の方に住民票を移され、週末に帰られるといったような生活をなさっています。この4月に広島市農林水産振興センターにて研修を開始されまして、来年4月には、この上筒賀のほ場で実地研修を開始される予定です。その際には、奥さんも一緒に営農開始されるということです。令和3年度の募集につきまして、最後のページをご覧ください。こちらにつきましては、活力農業の詳細でございまして、若干ご説明させていただきますと、まず表紙がございまして、ひろしま活力農業経営者育成事業はというところからなのですが、一つは技術の習得、それから二つ目に農地のあっせん、施設の整備を町とJAで行っております。三つ目としまして、住居紹介ということですね、定住も目的にしておる事業でございまして、これらがパッケージされた新規就農システムです。裏面をご覧ください。本事業は平成9年度の事業開始以降、昨年度の4月1日現在までで42名が就農しておりまして、着実に実績を積み上げています。売上高の合計は、約6億円ということで、1人当たりの平均は1,400万円、就農10年目の定着率は9割です。経営モデルでございまして、今年の募集概要につきましては、広島市が1名増やされ4名になり、安芸太田町では1名ということです。募集期間は、昨年は9月21日からだったの

ですが、期間を早めて、令和2年8月から10月までの3か月間で募集したいと考えております。あくまで予定ということですので、若干内容は変更があるかもしれませんが、そこはご了承ください。令和3年に向けて、候補地を探していく必要がありますので、今日は皆様方、それから来月に推進委員さんに対してお願いさせていただくということをご報告させていただきます。2ページ目でございますけれども、これまで県やJAと協議をしてまいりました候補地になります。令和2年度は、筒賀の地区でということになりましたので、その周辺で候補地はどうだろうかということで、協議をしてきたところです。まだ地権者の方と話をしたといったような流れはございませんので、そこはご了承いただいて、休耕されておるところを中心にどういった農地があるかなということでお示しをさせていただいているところでございます。筒賀で言いますと、小原、数船、本郷、天神原、正地がでございます。それから、上殿、あるいは、寺領になりますと、雪のことはございますが与一野辺りでしたらと思い、お示しさせていただいた次第です。3ページ目が、今回の筒賀のほ場の■■■■さんの計画案でございます。活力性のほ場の例として、提示をさせていただいておりますので、ご紹介させていただきます。この活力候補地に関しましては、灌水施設が必要となります。そのため、井戸を100m掘って各ほ場に管路、あるいは、電気を埋設するために、ある程度ほ場がかたまっている方が有利ですということをお知らせしておきます。それから、たい肥置場や調整棟を道路の近くに配置します。それから、必要な農地面積は、余白地を考慮しますと、6,000㎡から7,000㎡ほどの面積が必要となりますので、そういった面積の農地がありましたら、お知らせいただきたいと思っております。最後に、次のページがスケジュール案でございます。昨年度とのスケジュールの比較をしております。先ほど申しました一次募集が9月21日からであったところ、本年度は8月1日からの3か月間ということですので。農業委員さんのお近くでありますとか、一団の農地がありましたら、ぜひ事務局にお声がけいただきまして、令和3年度の候補地となりますようご協力をお願いします。以上です。

議長

報告事項について質疑はありますでしょうか。

(全員質疑なし)

議長

以上で本日の審議は終了いたしました。

なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。

これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第4回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:00)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

4 番委員

5 番委員